

平成26年度 第10回清里区地域協議会次第

日 時：平成27年1月23日（金）
午後1時30分～

場 所：清里区総合事務所 会議室3

1 開 会

2 会長あいさつ

所長あいさつ

3 協 議

(1) 諮問事項について

諮問第55号 上越清里星のふるさと館の入館料及び利用区分の変更について
..... 資料No.1

諮問第56号 上越市清里スポーツセンターの使用料の変更について
..... 資料No.2

(2) 自主審議事項「山荘京ヶ岳の運営について」 資料No.3

4 その 他

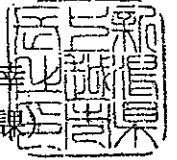
5 閉 会

□次回会議日程： 月 日（ ） 午後 時 分

上教生第193号
平成27年1月14日

清里区地域協議会
会長 笹川 幹男 様

上越市長 村山 秀 幸
(教育委員会生涯学習推進課)



上越清里星のふるさと館の管理の在り方について (諮問)

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第55号 上越清里星のふるさと館の入館料及び利用区分の変更について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

受益者負担の適正化の観点に基づく施設使用料の見直しにより、上越清里星のふるさと館の入館料を、施設の維持管理経費や付加価値を踏まえた額に改定すること、及び施設の利用実態に合わせて利用区分を変更することによって清里区の住民の生活に及ぼす影響について、地域協議会の意見を求めるもの

(変更点については、表中下線部のとおり。)

現況				諮問内容			
1 入館料				1 入館料			
個人		団体(20人以上)		区分	単位	金額	
大人	小・中学生	大人	小・中学生	入館料	個人	大人	450円
<u>300円</u>	<u>200円</u>	1人につき	1人につき		小・中学生	<u>300円</u>	
		<u>250円</u>	<u>150円</u>	団体(20人以上)	大人	1人につき	<u>370円</u>
					小・中学生	1人につき	<u>220円</u>
				プラネタリウムを併せて利用する場合の個人	大人		<u>600円</u>
					小・中学生		<u>400円</u>
				プラネタリウムを併せて利用する場合の団体(20人以上)	大人	1人につき	<u>500円</u>
					小・中学生	1人につき	<u>300円</u>

※ 施設の利用状況等については参考資料1のとおり、施設に関する位置図・平面図については参考資料2のとおり

上越清里星のふるさと館の概要等について

1 施設の名称

上越清里星のふるさと館

2 施設の位置

上越市清里区青柳 3436 番地 2

3 施設の概要

(1) 設置年月：平成 5 年 9 月

(2) 延床面積：780.8 m²

(3) 構造等：鉄骨一部鉄筋コンクリート造 5 階建て

(4) 主な施設

① プラネタリウム (52 席)

② 学習室

③ 天体観測ドーム (天体望遠鏡口径 650 mm)

4 施設の開館時間等

(1) 開館時間

① プラネタリウム及び学習室：午前 10 時から午後 5 時まで

② 天体観測ドーム：午前 10 時から午後 5 時 (土曜日並びに 5 月、6 月、8 月、9 月及び 10 月の金曜日にあつては、午後 10 時) まで

(2) 休館日：火曜日 (休日に当たるときは、その翌日)、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

※ 教育委員会が必要と認めるときは、これらを変更することができる。

5 施設の利用状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
入館者数	7,279 人	6,319 人	6,313 人
うちプラネタリウム利用者数	5,569 人	4,502 人	4,539 人

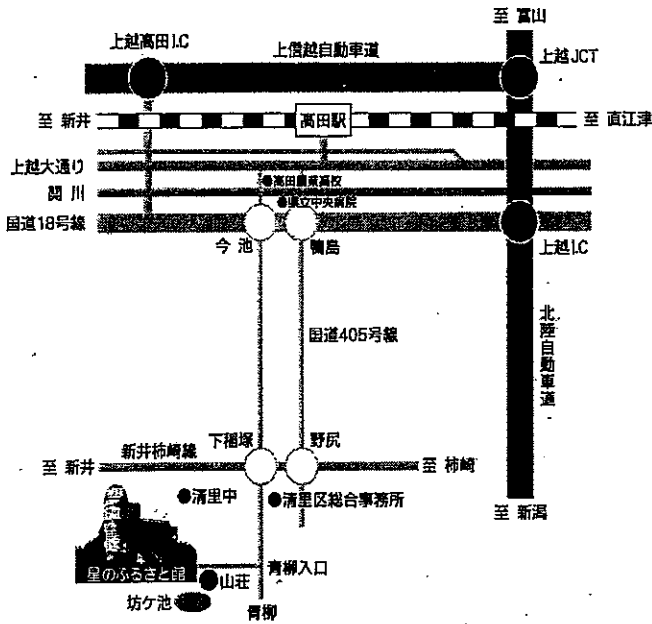
6 施設の収支状況

(単位：千円)

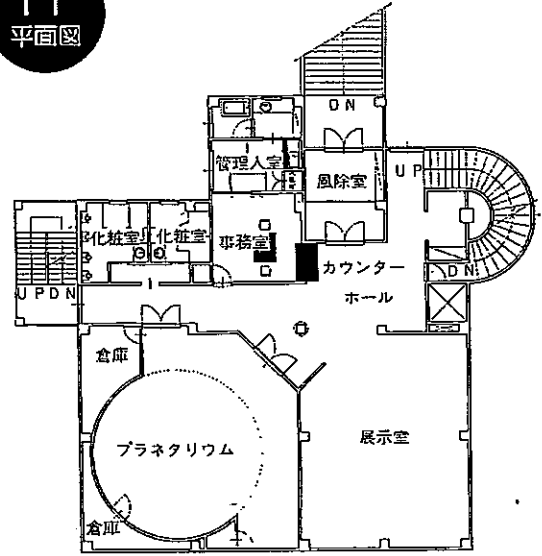
区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収 入	2,450	1,812	1,676
支 出	18,676	14,124	17,343
差 引 (収入－支出)	△16,226	△12,312	△15,667

上越清里星のふるさと館位置図・平面図

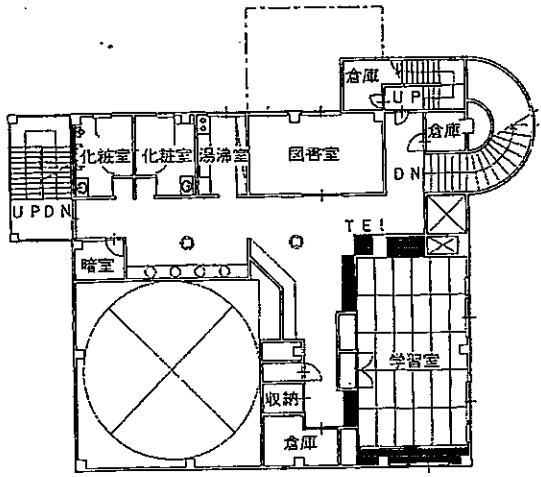
○位置図



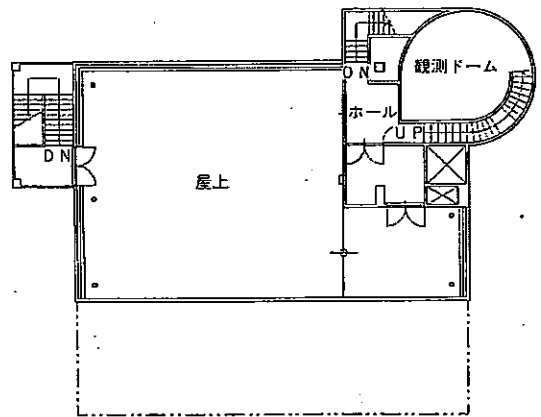
1F
平面図



2F
平面図



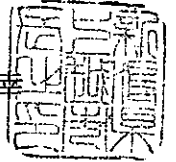
3F
平面図



上教体第177号
平成27年 1月14日

清里区地域協議会
会長 笹川 幹男 様

上越市長 村山 秀幸
(教育委員会体育課)



上越市清里スポーツセンターの管理の在り方について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第56号 上越市清里スポーツセンターの使用料の変更について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

受益者負担の適正化の観点に基づく施設使用料の見直しにより、上越市清里スポーツセンターの使用料を、施設の維持管理経費や付加価値を踏まえた額に改定することによって清里区の住民の生活に及ぼす影響について、地域協議会の意見を求めるもの。

別紙

現況		諮問内容	
1 施設使用料		1 施設使用料	
アリーナ占用利用料 (1 時間)	800 円	アリーナ占用利用料 (1 時間)	1,050 円
アリーナ共用利用料 (一般 1 人 2 時間につき)	200 円	アリーナ共用利用料 (一般 1 人 2 時間につき)	260 円
アリーナ共用利用料 (一般 1 人 1 月につき)	800 円	アリーナ共用利用料 (一般 1 人 1 月につき)	1,040 円
アリーナ共用利用料 (中学生以下 1 人 2 時間につき)	100 円	アリーナ共用利用料 (中学生以下 1 人 2 時間につき)	130 円
アリーナ共用利用料 (中学生以下 1 人 1 月につき)	400 円	アリーナ共用利用料 (中学生以下 1 人 1 月につき)	520 円
トレーニングルーム共用利用料 (一般 1 人 2 時間につき)	200 円	トレーニングルーム共用利用料 (一般 1 人 2 時間につき)	300 円
トレーニングルーム共用利用料 (一般 1 人 1 月につき)	800 円	トレーニングルーム共用利用料 (一般 1 人 1 月につき)	1,200 円
トレーニングルーム共用利用料 (中学生以下 1 人 2 時間につき)	100 円	トレーニングルーム共用利用料 (中学生以下 1 人 2 時間につき)	150 円
トレーニングルーム共用利用料 (中学生以下 1 人 1 月につき)	400 円	トレーニングルーム共用利用料 (中学生以下 1 人 1 月につき)	600 円
ランニング走路共用利用料 (一般 1 人 2 時間につき)	100 円	ランニング走路共用利用料 (一般 1 人 2 時間につき)	150 円

現況		諮問内容	
ランニング走路共用利用料 (一般1人1月につき)	400 円	ランニング走路共用利用料 (一般1人1月につき)	600 円
ランニング走路共用利用料 (中学生以下1人2時間につき)	50 円	ランニング走路共用利用料 (中学生以下1人2時間につき)	70 円
ランニング走路共用利用料 (中学生以下1人1月につき)	200 円	ランニング走路共用利用料 (中学生以下1人1月につき)	300 円

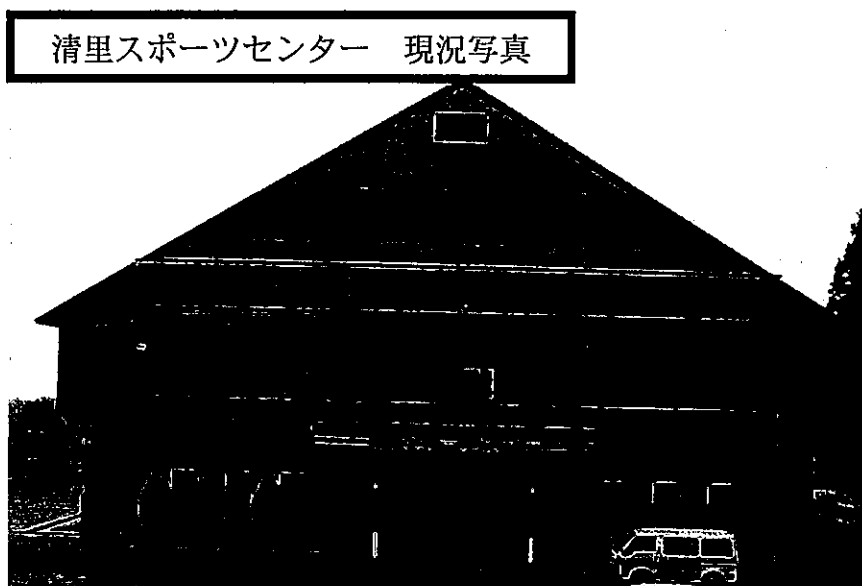
1 施設概要

- (1) 施設名称：清里スポーツセンター
- (2) 位置：上越市清里区平成 1788
- (3) 設置年月日：平成 9 年（17 年経過）
- (4) 施設状況：敷地面積 1055.24 m²
- (5) 管理形態：委託（NPO 法人清里まちづくり振興会）
- (6) 使用期間：4/1～3/31（12/29～1/3 を除く）
- (7) 使用時間：9：00～22：00
- (8) 使用料金：アリーナ 800 円/1 時間 照明 300 円/1 時間
 研修室 300 円/1 時間 会議室 200 円/1 時間
 トレーニングルーム 200 円/1 回 800 円/1 月
 ランニングコース 100 円/1 回 400 円/1 月

2 施設利用状況（平成 21 年度～平成 25 年度まで）

年度	H21	H22	H23	H24	H25
件数 (件)	1,476	1,265	1,114	1,055	988
人数 (人)	32,689	27,919	31,652	24,457	21,300

3 施設位置図、現況写真



公の施設使用料の減免基準の見直しについて

1 減免基準の見直しの背景及び検討の進め方

- 公の施設の使用料については、現在、条例及び減免基準に基づき 50%又は 100%の減免措置を行っている。
- 当該措置については、地縁団体や少年スポーツ団体などを対象に適用し、運用しているが、この間、施設管理者や市民から、減免対象となる団体が過大な利用予約を行うことにより、一般利用者の施設の利用が制約されるという事例や、現行の減免基準の解釈に対する戸惑いなどの声をお聴きしていることから、施設使用料の見直しにあわせ、減免基準のあり方についても見直しを行っている。
- 減免基準の見直しに当たっては、本年度実施した市政モニターアンケート及び施設窓口におけるアンケートの結果のほか、施設利用者、指定管理者、公募市民等により構成する「上越市公の施設使用料の減免基準等の見直しに関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置し、当該懇談会における意見を踏まえ、見直し方針を取りまとめた上で、平成 27 年 10 月から新たに適用する予定としている。

*減免基準の見直しに係るスケジュール（案）

時 期	取組内容
平成 26 年 11 月	第 1 回懇談会の開催（11/18〔火〕） <ul style="list-style-type: none"> 懇談会の運営等について 施設使用料の見直しの基本的な考え方について 使用料の減免基準の現状と見直しの進め方について 意見交換
12 月	第 2 回懇談会の開催（12/16〔火〕） <ul style="list-style-type: none"> 減免基準の見直しについての意見交換
平成 27 年 1 月～2 月	第 3 回懇談会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 減免基準の見直し方針（素案）について 減免基準の運用方法・判断基準等について
2 月～3 月	第 4 回懇談会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 減免基準の見直し方針（案）の取りまとめ
3 月	減免基準の見直し方針の策定
4 月～9 月	新たな減免基準の運用方法等の確定、市民周知
10 月	新たな減免基準の適用

2 「上越市公の施設使用料の減免基準等の見直しに関する懇談会」における検討状況について

(1) 懇談会委員

区分	氏名 ※委員区分・五十音順、敬称略
行政改革、企業経営等に識見を有する人	安藤 知子（上越教育大学 教授）
施設の利用者の代表	大日方 義久（柿崎まちづくり振興会 理事）
	笠原 奈美（上越市ソフトテニス協会 副理事長）
	木澤 勝（上越市町内会長連絡協議会 副会長）
	藤井 清比古（上越市地域青少年育成会議協議会 会長）
	松井 和代（NPO法人さんわスポーツクラブ 理事）
施設の指定管理者の代表	赤岡 史夫（株式会社上越シビックサービス 統括マネージャー）
	倉石 義行（一般財団法人上越市体育協会 理事・事務局長）
公募に応じた市民	中村 好男

(2) 第1回及び第2回懇談会における主な意見

ア 減免基準の運用上の現状と課題

- ・ 減免基準が分かりにくく、施設毎、利用者毎に解釈の違いが生じており、利用者は困惑している。
- ・ 使用料の100%免除の場合、キャンセルしても無料であるため、複数の予約を入れ、直前にキャンセルするなどの事案が相次いでおり、一般の人の利用を妨げている。
- ・ 全額減免であると施設を大切に扱わない様子がみられる。
- ・ スポーツ少年団や体育協会等への加入の有無にかかわらず減免を受けられるため、こうした団体への加入者が減少し、組織が弱体化している。
- ・ 中学校や高校には独自のテニスコートがあるにもかかわらず、減免を利用して市の施設を利用しており、他の団体が利用できない状況がある。
- ・ 市内の団体が申請すれば、利用者の大半が市外の団体であっても減免されている事例がある。
- ・ 子供がいれば青少年健全育成の減免が認められるため、減免申請が非常に多くなっており、指定管理者の収支、運営に影響が生じている。
- ・ 老人会の囲碁・将棋大会やPTAの会議後の懇談会等については減免を認めるべきでないが、現在の減免基準ではその点が明確でなく、施設の管理者として判断に迷っている。
- ・ 利用実態は個人的な利用であるにもかかわらず、減免対象となる団体の名義を使用して減免を受けていると思われる事例があり、施設の管理者として判断に困っている。
- ・ 現在進めている使用料の見直しは、減免によりその効果が失われてしまう。

イ 見直しに当たっての基本的な考え方

- ・ 減免の判断基準を「市民の福祉向上」や「青少年健全育成」とすると多くの団体が対象になる。公益性等を勘案し、減免の対象を限定する視点を明確にするべきである。
- ・ 青少年の団体や活動は、使用料の減免ではなく、別の手法で支援してはどうか。

ウ 減免基準の見直しの論点に対する意見

主な論点① 減免の対象とする利用

- ・ 全市民を対象とするような大きな大会は減免対象としてもよいが、日常的な活動や練習は、各利用団体が相応の参加料を徴収して運営することが原則であり、減免の対象外としてはどうか。
- ・ 青少年健全育成に資する利用を全て減免するのではなく、対象を限定すべきである。
- ・ 学校の部活動の利用は、大会前などに限定して認めてはどうか。
- ・ 大規模な施設と地元密着型の施設で対応を分けることも検討してはどうか。

主な論点② 減免の対象者

- ・ 減免の対象は、市の施策や地域への貢献度が高い町内会長連絡協議会や体育協会などの連合体の年間計画に掲載される事業に限ってはどうか。一方、老人会や子供会など、連合体の組織が整っていない団体もあり、どのように取り扱うか検討が必要である。
- ・ 各区の住民組織は市からの委託事業など様々な活動を行っており、地域における活動を停滞させないためにも減免対象としてはどうか。
- ・ 町内会館を有する町内会は、住民の積み立てにより会館を建設しており、町内会館を有しない町内会に対し、減免による優遇措置を行う必要はないのではないかと。
- ・ 現在は、地域貢献につながる活動を行っている団体も、趣味的な団体も等しく減免を受けられる状況だが、体育協会や地域のスポーツクラブに加入するなど、地域に貢献する団体については、日常的な活動も含め減免対象としてもよいのではないかと。
- ・ 一定の団体から年間計画や収支計画等の提出を受け、減免団体としての認定書を発行する登録制を採用することで、減免の可否が分かりやすくなるのではないかと。一方、登録制については、登録団体の対象範囲や認定基準、減免を認める利用の内容や減免の対象施設などについて検討する必要がある。

主な論点③ 減免率

- ・ 使用料の 100%免除は市の主催事業等に限るべきであり、市民による利用は、市の施策に沿っていても一定の負担を求めるべきではないかと。
- ・ 市の共催事業については、現在使用料を 50%減免しているが、市が一緒に行うものであり、市の主催事業と同様 100%免除としてはどうか。また、現在減免を行っていない市の後援事業について使用料を 50%減免とすることも考えられるが、後援認定の基準が厳しくなる可能性がある。

(3) 今後の対応

- ・ 今後開催予定の第 3 回及び第 4 回懇談会において、減免基準の見直しに必要な論点を議論し整理した上で、懇談会としての意見集約（方針案の取りまとめ）を行うこととしている。
- ・ その結果を踏まえ、平成 26 年度内に市としての見直し方針を策定した後、制度の運用に必要な判断基準等の詳細を整理し、平成 27 年 10 月から新たな減免基準を適用する。

地域協議会 説明資料

(使用料関係を抜粋)

○ 第 5 次上越市行政改革大綱の策定等について	・・・	1
第 5 次上越市行政改革大綱 (案)	・・・	別冊
○ 第 5 次上越市行政改革推進計画の概要について	・・・	2～ 3
第 5 次上越市行政改革推進計画の取組項目 (案)	・・・	別冊
○ 公の施設使用料の見直しについて	・・・	4～10
[参考資料]		
市政モニターアンケートの結果について【暫定版】	・・・	11～15
公の施設の使用料及び減免基準に関するアンケート調査の結果について	・・・	16～22

公の施設使用料の見直しについて

1 使用料見直しの背景と目的

(1) これまでの公の施設使用料の見直しの経過

- 公の施設使用料は、平成 17 年の市町村合併後、旧市町村の施設間においてばらつきがあったことから、平成 19 年度に、使用料の水準統一を主眼とした見直しを行った。
- 当時の見直しでは、使用料収入と施設の維持管理経費との関係についての考え方が十分に整理されず、受益者負担の適正化の観点からの見直しが課題として残された。

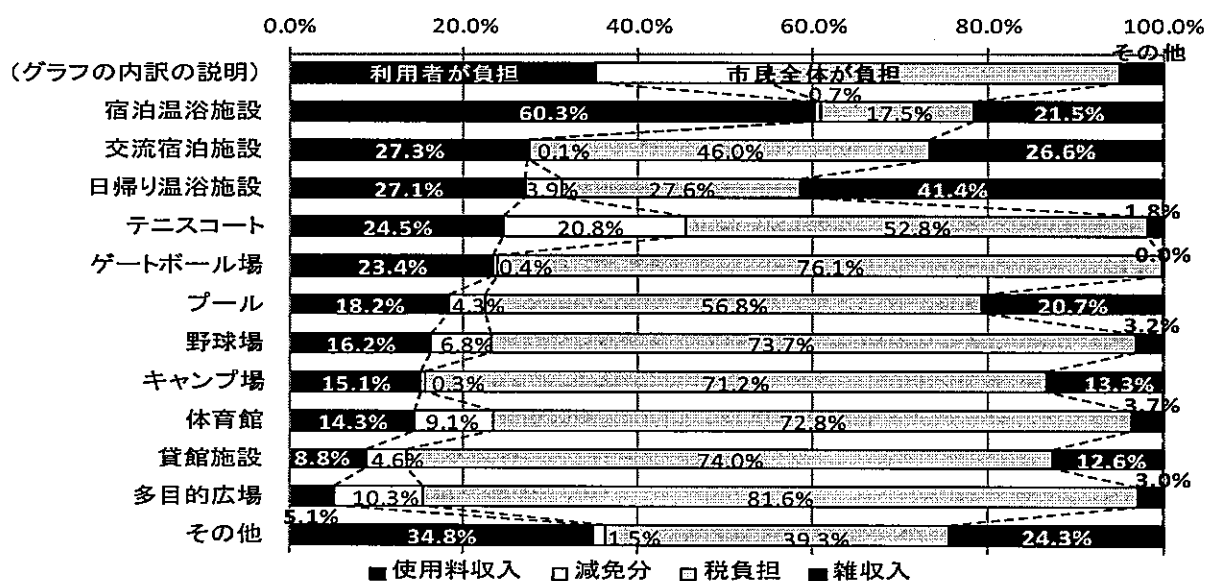
(2) 第 4 次行政改革推進計画における位置付け

- 上記(1)の課題を踏まえ、平成 23 年 5 月に策定した第 4 次行政改革推進計画では、「受益者負担の適正化」を具体的な取組項目として掲げ、「施設の維持管理コスト及び受益者負担の観点から、同種施設毎に標準施設使用料を設定し、それを基本として、施設の老朽化度や設備等の充実度に応じて個々の施設の使用料を設定し適用する」ことを目指し、見直しを進めることとした。

(3) 施設使用料の水準と受益者負担の現状

- 現在、集会施設や体育施設など多くの施設において、維持管理経費に対する使用料収入の割合は低い水準にとどまっており、結果として、施設を利用しない人を含む市民の税金によって維持管理経費の多くを賄っている状況にある。
- また、同種の施設において、老朽の度合いや設備等の充実度などサービス水準が異なる場合であっても、同一の使用料となっており、施設の性能やサービスの程度に応じた負担の差別化が図られていない。
- こうした状況を踏まえ、現行の公の施設使用料について、施設の利用者と利用者以外の負担の公平性を確保する「受益者負担」の観点、施設の性能・サービスの状況に応じた負担の明確化・差別化を図る観点から、それぞれ見直しを行うものである。

【主要な施設カテゴリーにおける維持管理経費に対する使用料収入の割合（平成 24 年度決算ベース/指定管理施設含む）】



2 使用料見直しの検討対象施設

- ・ 使用料見直しの検討対象施設は、939 の公の施設（平成 26 年 4 月 1 日時点）のうち、法令等の規制により市独自の料金設定、又は料金設定そのものが困難な施設等を除く 215 施設とする。

* 使用料見直しの対象施設（平成 26 年 10 月 21 日現在）

区分	施設数	内訳
・ 法令等の規制や不特定多数が利用する施設の性質上、料金の設定・改定が困難な施設	405	・ 小・中学校、幼稚園、公園、養護老人ホーム等
・ コスト計算による使用料設定になじまない施設、政策的に使用料を設定する施設 ・ 平成 26 年度末までに再配置を予定している施設	319	・ 日帰り・宿泊温浴施設、コミュニティプラザ、屋外ゲートボール場、霊園、漁港等 ・ 農村地区多目的集会所、こどもの家等
・ 使用料見直しの検討対象施設	215	・ 集会施設、体育施設等
合 計	939	

※上記の施設数の区分は、今後の精査により変動する可能性あり

3 見直しの基本的な考え方

(1) 受益者負担の適正化

- ・ 施設の維持管理経費の大部分が、施設を利用しない人を含む市民の税金によって賄われている現状を踏まえ、施設の維持管理経費に基づく使用料を算定し、施設利用者から利用に応じた適正な負担を求めることにより、施設利用者と施設利用者以外の負担の公平性を確保する。

(2) 施設の性能・サービス水準を踏まえた料金の設定

- ・ 現在、使用料が同額であるにもかかわらず、老朽の度合いや設備等の充実度など施設の性能やサービス水準が異なり、利用者の便益に差が生じている状況にある。
- ・ このことを踏まえ、使用料の算定に当たっては、集会施設、体育館等の施設カテゴリ毎に、こうした施設の付加価値を評価する基準を設け、当該基準により補正（以下「価値補正」という。）するものとする。

(3) 使用料収入の確保

- ・ 施設の維持管理経費を踏まえ算定した使用料が現在の使用料を下回った場合は、維持管理経費に対する使用料の充当割合が総じて低い状況にあること等を踏まえ、使用料収入の確保の観点から、使用料の引下げは行わず、現在の使用料を維持することを基本とする。

4 使用料の算定方法

(1) 受益者負担とする経費の範囲

- ・ 使用料の算定に用いる経費は、施設の受付・維持管理業務等に従事する職員の人件費、光熱水費、修繕費など、施設の維持管理に必要な費用（ランニングコスト）とする。
- ・ 一方、建物建設費（減価償却費を含む）、土地購入費、施設の本体にかかる大規模な修繕費など、施設整備に要する費用（イニシャルコスト）については、市民全体の財産の整備に要する経費という観点から税負担が適当と考え、使用料の算定に用いる経費に算入しない。

(2) 施設の付加価値に応じた補正（価値補正）の考え方

- ・ 上記3(2)の考え方に基づき、貸館施設、体育館、テニスコート等のカテゴリ毎に設備の充実度や経過年数等の付加価値を評価する基準を設定し、当該基準に基づき施設毎の負担割合を設定する。
- ・ 負担割合については、以下に示す評価基準を点数化し、当該点数に応じて 100%、75%、50%の三段階で設定する。

* 施設の付加価値を評価する基準

区分	基準の例
①施設の新しいさ	施設の築年数、耐震対応
②施設・設備の充実度	冷暖房設備・管理人・照明設備・シャワー・トイレ等の有無、競技場等の面積・面数・材質、屋内・屋外の別（プール）、炊事場・水洗トイレ・コテージの有無（キャンプ場）
③利便性	公共交通機関への接続の有無、駐車場の収容台数の多寡

* 価値補正のイメージ

施設の付加価値	高い ←—————→ 低い
価値補正の割合 (ここでいう価値補正の割合は、施設利用者から負担してもらう維持管理経費の割合を示す。)	100% 75% 50%

(3) 具体的な算定方法

① 基本的な算定方法

- ・ 使用料は原則として、次の考え方により算出する。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{利用面積} \times \text{価値補正 (100\% \sim 50\%)}$$

↑各施設の付加価値に応じて負担割合を調整
「付加価値が高い:100%」～「付加価値が低い:50%」

② 施設の態様に応じた算定方法の例

- ・ 上記①のほか、必要に応じて施設の態様に応じた算出を行う。

《占用利用施設（会議室、体育館等）》

$$\text{使用料 (1室・1時間)} = \text{原価 (1m}^2\cdot\text{1時間当たりの経費)} \times \text{利用面積} \times \text{価値補正 (100\%~50\%)}$$

※原価＝施設全体の維持管理経費÷貸出スペースの総面積÷利用可能時間

《共用利用施設（プール等）》

$$\text{使用料 (利用1回)} = \text{原価 (利用者1人当たりの経費)} \times \text{価値補正 (100\%~50\%)}$$

※原価＝施設全体の経費÷年間目標利用者数

《照明設備》

$$\text{使用料 (1時間)} = \text{原価 (1時間当たりの電気料)}$$

※原価＝基本料金÷利用可能時間+1時間当たりの電力量料金

…1時間当たりの電力量料金は、照明の球数（電気の使用量）に応じて変動する。

※電気料金契約が施設本体等と同一である等の理由から、当該照明設備分の基本料金を算定できない施設は、電力量料金を原価とみなすなど、算定方法を検討する。

※貸出備品等の附属設備は、総じて古い備品が多く、種類も多岐にわたるなど、統一的な基準に基づく見直しが難しい状況にあること等を踏まえ、現行の使用料は変更しない（消費税率引上げに伴う見直しは除く）。

(4) 激変緩和措置等

- ・ 上記(3)により算定した使用料が、現行使用料より著しく高額になるときは、利用者の負担の過度な増加を防ぐため、激変緩和措置として上限額を設定する。
- ・ 改定上限額は、現行使用料の1.5倍を原則とする。但し、当該料金が民間や近隣自治体の料金水準と比較し特に低廉である場合は、別途対応を検討する。
- ・ 激変緩和措置を行った使用料については、3年毎に予定する定期的な見直しの際、改めて原価計算等を行った上で、必要に応じて改定を行う。

5 使用料改定の事例

- ・ 上記4の方法に基づき算出した使用料の改定料金の事例は以下のとおりである。

*使用料の改定料金の事例

○貸館施設

(単位：円/時)

施設名	①現行料金	②原価 (1時間当たり経費)	③価値補正係数	④改定案 (②×③)	備考
市民プラザ (第一会議室)	700	1,451	1.00	1,050	改定上限1.5倍
直江津学びの 交流館(多目的ホールA)	290	1,420	1.00	430	改定上限1.5倍
レインボーセンター(和室(松))	160	320	0.75	240	
公民館諏訪分館(和室)	100	49	0.50	100	料金据え置き

○体育館

(単位：円/時)

施設名	①現行料金	②原価 (1時間当たり経費)	③価値補正係数	④改定案 (②×③)	備考
上越市総合体育館	1,000	2,567	1.00	1,500	改定上限 1.5 倍
高田スポーツセンター	500	1,296	0.75	750	改定上限 1.5 倍

○テニスコート

(単位：円/時間・面)

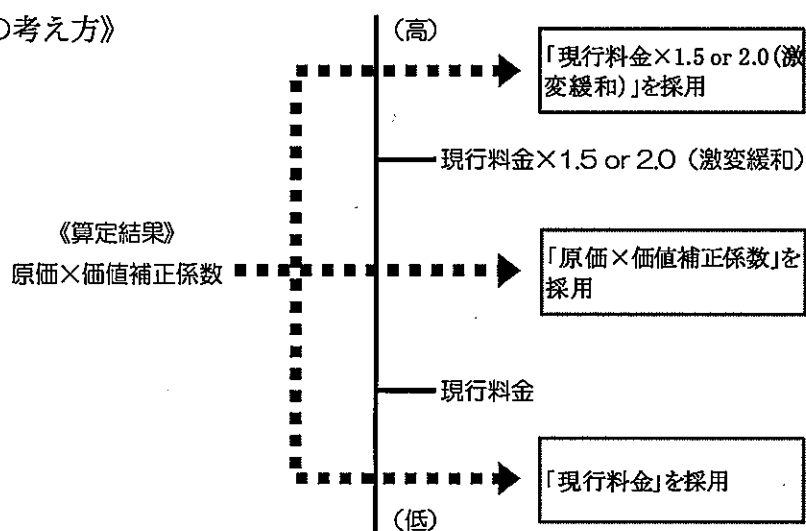
施設名	①現行料金	②原価 (1時間当たり経費)	③価値補正係数	④改定案 (②×③)	備考
総合運動公園テニスコート	250	1,140	1.00	500	※近隣自治体の同種同規模の施設と比べ低廉のため改定上限を2倍とする
吉川テニスコート	250	124	0.75	250	料金据え置き

○野球場

(単位：円/時)

施設名	①現行料金	②原価 (1時間当たり経費)	③価値補正係数	④改定案 (②×③)	備考
今泉スポーツ広場	200	1,127	1.00	400	※近隣自治体の同種同規模の施設と比べ低廉のため改定上限を2倍とする
びょうぶ谷野球場	200	632	0.75	400	
高土スポーツ広場	100	182	0.50	100	料金据え置き

《改定案の考え方》



6 その他

(1) 改定時期及び定期的な見直し

- ・ 今後、算定内容等を精査した上、平成 27 年 3 月の市議会定例会に使用料改定の条例改正案を提案し、周知期間を設けた上で、同年 10 月からの施行を目指していく。
- ・ なお、本方針に基づき、3 年毎に原価計算及び価値補正による使用料等の算定を行い、必要に応じて当該使用料を改定する。

(2) 市外利用者の取扱い

- ・ 公の施設は、市民の利用に供することを目的に設置するものであり、施設整備に要する費用（イニシャルコスト）及び使用料分を除く維持管理経費については、当該市民が負担している。また、利用状況からみて、市民以外の利用者が利用する場合に、市民の利用が制約されている事例もあることから、市民と市民以外の利用者の使用料を区分し設定する。
- ・ 具体的には、集会施設及び体育施設について、市外利用者の使用料は、通常料金の 200% とする。

(3) 営利・営業目的利用の取扱い

- ・ 営利・営業目的の利用については、割増料金の設定が施設毎に異なるケースが見受けられることから、集会施設、体育施設については、この度の改定とあわせて通常料金の 200% として統一を図る。

(4) 消費税率の引上げに伴う対応

- ・ 消費税率は、平成 26 年 4 月に 5% から 8% となり、また、平成 27 年 10 月には 10% への引上げが予定されていることから、上記 2 の使用料の見直し対象施設のほか、今回使用料の見直しを行わない施設についても、消費税の適正な転嫁の観点から対応を検討する。

(5) 適切な維持管理と利用率の向上

- ・ 施設使用料は、維持管理に要する経費に基づき算定されることから、一層の効率的・効果的な施設運営に取り組むものとする。
- ・ また、施設の有効利用の面から、引き続き利用率向上に努めるものとする。

7 公の施設使用料の減免基準の見直しについて

(1) 減免制度の現状と課題

- ・ 施設の使用料については、現在、条例及び減免基準に基づき 50% 又は 100% の減免措置を行っている。
- ・ 使用料の減免額について、維持管理経費に対する減免額の割合を施設の種類別にみると、テニスコートで 20.8%、体育館で 9.1% など、体育施設において特に高い状況にある（平成 24 年度決算ベース）。
- ・ また、平成 22 年度に実施された施設使用料の減免に関する事務にかかる行政監査において、「減免理由の根拠が不明確なもの」、「減免基準に該当すると思われるが適用してい

ないもの」、「利用者や利用実態が同じと思われる事例が施設によって減免の適否や減免率の取り扱いが異なるもの」等の指摘を受けた経緯があり、この間是正に努めてきたが、更なる適正化に向け、減免基準をより明確にし、運用の統一化を図る必要がある。

- これらのことから、施設使用料と減免基準の一体的な見直しを行うことにより、受益者負担の適正化を確保していく必要がある。

(2) 利用者の意向の把握等

- 減免基準の見直し方針の策定に当たっては、市政モニターアンケート、施設窓口アンケート、「(仮称) 公の施設使用料の減免基準見直しに関する懇談会」等により、施設利用者、施設利用者以外のそれぞれの意見等を参考に取りまとめるものとする。

* 減免基準の見直し方針の検討方法

	①市政モニターアンケート 【別添参考資料参照】	②施設窓口アンケート 【別添参考資料参照】	③公の施設使用料の減免基準見直しに関する懇談会
目的	一般の市民、特に施設を利用しない市民の意見を把握する。	施設利用者の意見を把握する。	様々な立場からの意見をいただき、基準策定の参考とする。
対象	市政モニター424人 (無作為抽出)	集会施設、体育施設 88施設の利用者	学識経験者、施設利用者、指定管理者、公募市民等からなる委員10名程度
実施時期	26年7月23日～8月12日	26年8月11日～9月5日	26年10月～27年3月(予定)

8 使用料改定のスケジュール案

時期	使用料の見直し	減免基準の見直し
平成26年 9月26日	特別委員会(使用料見直しの基本方針)	
10月～11月	特別委員会(使用料改定案) 地域協議会への「使用料見直しの基本方針」の説明(～12月)	第1・2回懇談会
12月	地域協議会への諮問・答申(～27年1月) ※減免基準見直しの考え方等もあわせて説明	第3回懇談会
平成27年1月		第4回懇談会
3月	条例改正(3月定例会)	新たな減免基準の確定
4月～	市民への周知	上記基準の周知
10月～	新使用料の適用	上記基準の適用

今年度の山荘京ヶ岳の利用状況

1 山荘京ヶ岳利用者数

(単位：人)

月	宿泊者数			入館者数			合計		
	H26年度	H25年度	増減	H26年度	H25年度	増減	H26年度	H25年度	増減
4月	101	69	32	560	619	-59	661	688	-27
5月	151	132	19	969	639	330	1,120	771	349
6月	155	177	-22	707	809	-102	862	986	-124
7月	119	102	17	692	889	-197	811	991	-180
8月	230	300	-70	852	914	-62	1,082	1,214	-132
9月	95	106	-11	616	556	60	711	662	49
10月	247	200	47	626	710	-84	873	910	-37
11月	183	156	27	1,024	1,079	-55	1,207	1,235	-28
12月	41	40	1	793	766	27	834	806	28
1月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1,322	1,282	40	6,839	6,981	-142	8,161	8,263	-102

2 施設別売上高(平成26年度は確定前の数字)

(単位：円)

月	山荘京ヶ岳 売上高			フォーカハウス湖畔 売上高			合計		
	H26年度	H25年度	増減	H26年度	H25年度	増減	H26年度	H25年度	増減
4月	2,504,010	2,343,170	160,840	522,450	493,880	28,570	3,026,460	2,837,050	189,410
5月	3,151,030	2,157,825	993,205	948,990	936,020	12,970	4,100,020	3,093,845	1,006,175
6月	2,960,970	3,881,630	-920,660	607,430	893,880	-286,450	3,568,400	4,775,510	-1,207,110
7月	2,922,370	3,121,816	-199,446	698,840	771,230	-72,390	3,621,210	3,893,046	-271,836
8月	3,513,615	4,275,770	-762,155	1,311,930	1,300,960	10,970	4,825,545	5,576,730	-751,185
9月	2,145,130	1,927,560	217,570	675,545	745,020	-69,475	2,820,675	2,672,580	148,095
10月	4,170,680	4,073,300	97,380	608,990	498,800	110,190	4,779,670	4,572,100	207,570
11月	4,222,147	3,952,416	269,731	592,410	625,780	-33,370	4,814,557	4,578,196	236,361
12月	2,215,090	2,426,790	-211,700	0	0	0	2,215,090	2,426,790	-211,700
1月	0	0	0	—	—	—	0	0	0
2月	(3月はシニアパスポート補填分)			—	—	—	0	—	—
3月	113,400	143,800	-30,400	—	—	—	113,400	143,800	-30,400
計	27,918,442	28,304,077	-385,635	5,966,585	6,265,570	-298,985	33,885,027	34,569,647	-684,620

山荘京ヶ岳・フォークハウス湖畔 過去10年間の利用者数及び売上高

資料No3-2

1 山荘京ヶ岳利用者数 合併

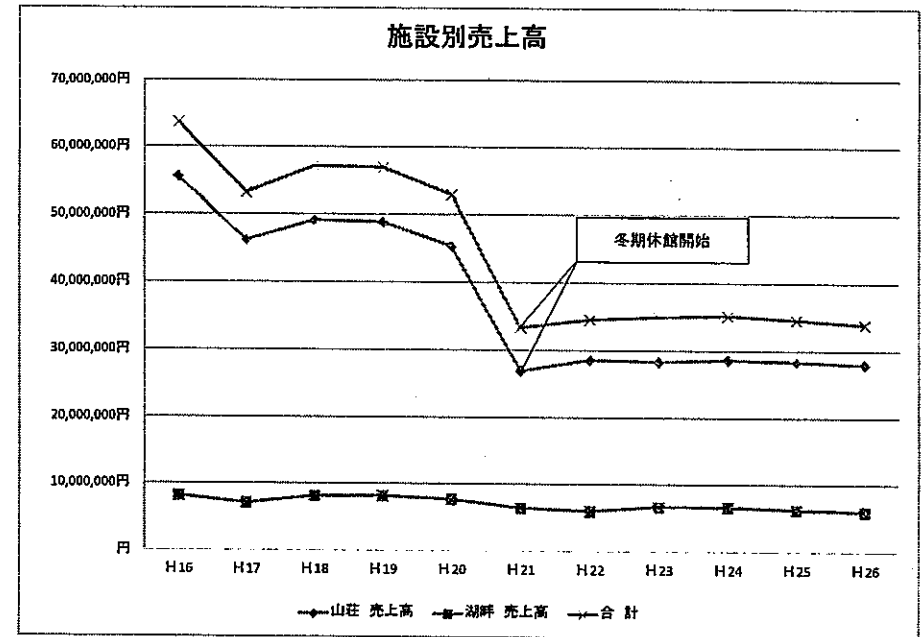
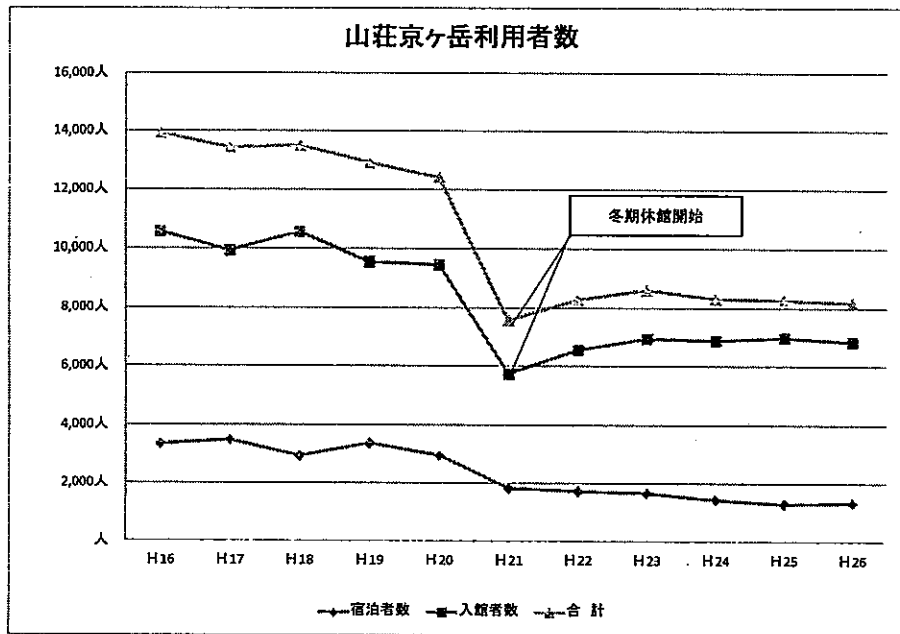
冬期休館(12/1~3/31) 冬期休館(12/29~3/31) 冬期休館(12/29~3/31) 冬期休館(12/29~3/31) 冬期休館(12/29~3/31) 冬期休館(12/29~3/31)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
宿泊者数	3,345人	3,490人	2,937人	3,372人	2,959人	1,815人	1,712人	1,649人	1,422人	1,282人	1,322人
入館者数	10,564人	9,920人	10,545人	9,538人	9,447人	5,738人	6,559人	6,950人	6,884人	6,981人	6,839人
合計	13,909人	13,410人	13,482人	12,910人	12,406人	7,553人	8,271人	8,599人	8,306人	8,263人	8,161人

2 施設別売上高

(平成26年度は確定前の数字)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
山荘 売上高	55,561,418円	46,106,347円	49,094,058円	48,840,187円	45,275,819円	26,871,346円	28,518,271円	28,284,830円	28,564,704円	28,304,077円	27,918,442円
湖畔 売上高	8,125,985円	7,051,764円	8,083,054円	8,120,050円	7,668,820円	6,420,910円	5,975,890円	6,662,700円	6,589,590円	6,265,570円	5,966,585円
合計	63,687,403円	53,158,111円	57,177,112円	56,960,237円	52,944,639円	33,292,256円	34,494,161円	34,947,530円	35,154,294円	34,569,647円	33,885,027円



山莊京ヶ岳の収支状況

資料No3-3

●収入

(平成26年度は収支ともに確定前の数字)

項目	内容	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
坊ヶ池周辺施設使用料	京ヶ岳入館料、公園施設使用料	9,589	9,385	8,634	8,124	8,105
坊ヶ池周辺施設食堂等売上金	京ヶ岳・フォークハウス湖畔食堂等売上金	24,905	25,563	26,520	26,446	25,780
営業収入計 ①		34,494	34,948	35,154	34,570	33,885
建物災害等共済金	風水害・事故等による共済金	—	1,016	1,291	772	0
国・県支出金	国交付金、県補助金	7,009	—	—	—	—
営業外収入計 ②		7,009	1,016	1,291	772	0
収入合計 ③(①+②)		41,503	35,964	36,445	35,342	33,885

●支出

項目	名称	内容	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
報酬	職員給与(非常勤+臨時)	(正職員2名は含まない)	11,429	11,742	13,197	14,249	13,673
共済費	共済費(非常勤+臨時)	社会保険・雇用保険など	1,379	1,143	1,173	1,404	1,575
賃金	作業員賃金	除雪作業員など	138	243	—	—	—
旅費	費用弁償	職員通勤費など	—	—	615	746	744
需用費	消耗品費	運営消耗品、売店仕入代など	4,360	3,739	4,084	3,956	4,256
	燃料費	ガソリン、灯油、LPガスなど	3,653	4,113	4,039	4,643	5,042
	印刷製本費	パンフレット印刷	146	0	168	0	60
	光熱水費	電気料、水道料	4,888	4,714	5,071	5,250	5,598
	賄い材料費	食べ物、飲み物仕入代	11,205	12,290	12,556	13,141	10,983
役務費	通信運搬費	電話料金など	231	290	235	205	198
	広告料	新聞・雑誌広告など	382	402	337	362	382
	手数料	クリーニング料・車検手数料など	852	593	708	702	561
	保険料	賠償保険など	136	138	74	68	33
委託料	施設管理委託料	ごみ収集、施設点検など	3,377	3,427	2,184	2,407	2,371
使用料及び賃借料	複写機借上料等	コピー機、ワゴン車等	2,265	2,486	2,305	2,171	2,136
負担金	負担金・補助金	食品衛生協会など	8	12	8	18	25
公課費	自動車重量税		55	55	62	62	63
営業支出計 ④			44,504	45,387	46,816	49,384	47,700

営業損益 ⑤(①-④)	-10,010	-10,439	-11,662	-14,814	-13,815
-------------	---------	---------	---------	---------	---------

需用費	修繕料		2,714	14,914	2,392	3,708	5,458
工事請負費	工事費		0	0	5,434	236	0
備品購入費	備品購入費		38	374	795	835	304
賠償金	事故賠償金		0	0	0	143	0
営業外支出計 ⑥			2,752	15,288	8,621	4,922	5,762

正職員人件費(2名) ⑦	職員給与・共済費	平均額×9/12×2名	10,927	10,856	10,833	10,702	10,712
--------------	----------	-------------	--------	--------	--------	--------	--------

公費投入額 ③-④-⑥-⑦			-16,680	-35,567	-29,825	-29,666	-30,289
---------------	--	--	---------	---------	---------	---------	---------